

第28回健康・医療ワーキング・グループにおける 「医療情報の有効活用に向けた規制の見直し」に関する主な御意見

平成27年1月14日の第28回健康・医療ワーキング・グループにおける要望者及び委員からの主な御意見は以下の通り。

《改革の意義について》

- ・ 病床数、診療科目、医療機器等の医療機関の機能データは、保健所、都道府県、国でほぼ把握している。診療報酬に係る施設基準等のデータは、各地方厚生局でほぼ把握している。既に把握しているデータについて、重複した調査が行われている。
- ・ 厚生労働省が実施する調査には、多大な人件費がかかる。特に中小病院にとっては負担が大きく、経営悪化の要因となる場合もある。
- ・ 調査の内容が難しく、看護師にしか対応できない場合もある。その場合、病棟担当の看護師が医療業務の間を縫って記入しており、看護師の業務負担が増加している。
- ・ 調査の負担が大きいため、回収率が2、3割に留まる場合も多い。これでは正確なデータを集めているとは言い難い。医療費が増大する中で、不正確なデータに基づく政策決定を行えば、十分な公費投入効果が得られない可能性もある。
- ・ 同じ情報が厚生労働省内の別々の部局にあることが問題であり、部局をまたいだデータの一元化が必要。

《改革の内容について》

- ・ 厚生労働省において、保健所、都道府県、厚生労働省等の保持する医療データを把握できる部署か、把握できる体制を確立し、医療データの一元化を図り、効率的に活用することにより、病院の業務及び職員の労働負担の軽減を図るべきではないか。
- ・ 地方厚生局が保有するデータを有効活用し、中央社会保険医療協議会の意見に基づき保険局が実施する調査の負担軽減を図るべきではないか。
- ・ 今年度から始まった病床機能報告のデータベース化については、所管は医政局だが、他部局が実施する調査への活用も含め、省全体で使える形になるよう工夫すべきではないか。
- ・ 医療施設静態調査、病院報告、患者調査等の統計調査については、調査方法の一層の工夫が可能ではないか。例えば、病床機能報告やNDBなどの行政情報のデータベースを活用できるのではないか。
- ・ NDBやDPCのデータを積極的に活用すべきではないか。
- ・ 調査に回答する医療機関にとってのメリットがあった方が良い。調査結果について分析を行い、医療機関にフィードバックする等の取組みが必要ではないか。